

シリーズ

協働のまちづくり

協働のまちづくり

問合せ
町民生活課自治推進班
TEL 6985

今年1月に『協働のまちづくり基本指針』ができました。今回から、その要点の説明や『協働のまちづくり推進委員会』の活動内容についてシリーズでお知らせします。

協働とは

協働とは、町民と行政が対等な立場で、それぞれの得意な能力、専門性を分担して、相乗効果のある成果を生み出すことです。

ここで言う町民とは、住民会、町内会などの地縁団体やNPO、ボランティアなどの目的を持った人々が集まった団体、企業を含めます。

また、協働の形態として、「補助」「共催・後援」「委託」「実行委員会・協議会」「事業協力」などがあります。

●町民、NPO、ボランティア団体などの特性

住民会や町内会などの地縁団体は、地域の実情を把握していますし、NPOやボランティアは、得意分野を持っています。いずれもすぐに行動することができ柔軟性、個々に応じたきめ細かい対応ができるなど、いずれも行政にはない特性を持っています。

●行政の特性

行政は、全体の奉仕者であり、公平、公正を基本とします。皆さんの意見を聞くことから、どうしても対応が遅くなりがちで、画一的なサービスとなります。一方、膨大な情報と職員などの人材や予算を持っています。

●町民と行政の協働

町民と行政が、お互いの力を持ち寄って協働することにより、相乗効果を発揮して、きめの細かい、より質の高いサービスを提供することができます。これは、「新しい公共」と言われています。この取り組みを広げていくことがサービスの向上につながります。

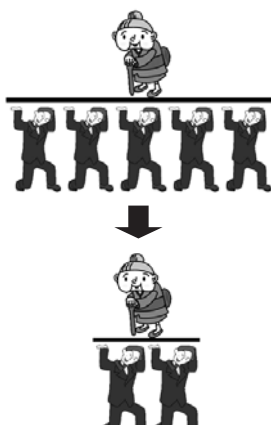
なぜ協働が必要なのでしょう

協働の必要性について、5つのポイントから説明します。

1 少子高齢化

日本は、世界に例がない速さで少子高齢化が進み、平成22年の高齢化率23%と、世界で唯一の超高齢社会(65歳以上の高齢者の割合が21%以上)となっています。

平成2年には、生産年齢人口5.8人で1人の高齢者を支えていましたが、平成22年は、半分の2.8人で支えています。平成32年には、2人で1人を支えなければなりません。



このままでは、年金、医療、福祉などを維持することが困難になります。あらゆる手段で持続できる行政運営をめざし、協働はその一つの方法として、取り組みを進めている自治体が増えてきています。

2 地域コミュニティの希薄化

「向こう三軒両隣」という言葉があります。向かい側の三軒と両隣、親しくお付き合いする近所の家を指したものです。これまでは、普段から近所との付き合いや地域の結びつきによって、お互いに助け合う、「共助の精神」がありました。

現在は、少子化・核家族化の進展、個人の価値観の多様化などから、「他人とできるだけ関わらない、関わってほしくない」と考える人が多くなり、近所や地域の人々との付き合いが希薄になってきました。

住民会、町内会や隣近所との日ごろからの付き合いは、最も身近なよりどころとなり、犯罪防止に役立ったり、災害などの緊急事態に対応したり、安心安全なまちづくりに大きな役割を果たしています。

協働のまちづくりを進めていくためには、人と人のつながりを基盤とする住民会、町内会の存在が重要です。



シリーズ

協働のまちづくり

3 町民ニーズの多様化

これまでは、モノの豊かさ、便利さを求めてきましたが、現在は、ライフスタイルや健康を大切にして、生きがいや心の豊かさを求めるようになってきています。

町民のニーズは変化し、多様化してきています

これまでの行政主導の画一的な公共サービスでは、町民の多様なニーズに応えることが難しくなってきました。



4 町民意識の高まり

平成7年に発生した阪神淡路大震災では、道路が寸断され、ほとんどの被災者を救助したのは隣近所の住民です。このことにより、普段から地域の結びつきが大切なことが再認識されました。

また全国から集まった多くのボランティアが様々な形で、専門性を発揮して、復興に大きな役割を果たしたことで、市民活動の社会的な評価が一気に高まり、「ボランティア元年」と言っ言

葉も生まれました。

阪神淡路大震災の教訓として、市民が行政とともに地域の課題解決に向けて取り組む「協働」の意識が再認識され、各自自治体に協働のまちづくりが波及するきっかけとなりました。

当町では、「NPO法人上富良野たんぼの会」による託老所の運営などの活動、各住民会による児童の安全パトロール、高齢者宅への声かけ訪問や災害弱者支援の福祉マップ作り、ボランティア団体などによる屋根の雪下ろしや託児など、様々な分野で自主的な活動をする団体が増えてきています。

また、昨年からは、各住民会が地域の公園を管理する「公園緑地等維持管理事業」が始まっています。

各住民会が創意工夫し、実態に合った公園などの管理をしています。

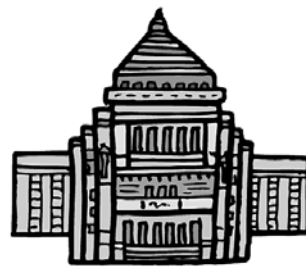


西富住民会福祉マップ作成

5 地方分権(地方主義)の進展

国が全国一律、画一的に基準を定めて決定するという中央集権的な体制から、平成12年4月に地方分権一括法が施行され、国

が持つていた権限や財源を地方自治体に移して、地域で決めるという地方分権が進められています。



地方分権は「自己決定、自己責任」と言われています。地方自治体はこれまでより、権限も裁量の範囲も拡大してきています。これまでより責任のある行政運営が求められるとともに、透明性の高い行政運営が求められています。

町民の皆さんが参画することで、町民の皆さんが納得できるまちづくりが期待でき、行政運営の透明性が高まります。

また、行政にはないアイデアやノウハウで、新たな行政運営ができるかもしれません。町民の皆さんが主体的に地域の課題に取り組む機会が増えることで、「町民主体のまちづくり」につながります。

●住民会や個人・団体ボランティアなどによって様々な協働の取り組みが行われています。



雪下ろしボランティア



丘町住民会地域パトロール



栄町住民会草刈り